

議案第45号

目黒区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年9月7日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立公園条例の一部を改正する条例

目黒区立公園条例（昭和51年4月目黒区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）により都市公園法（昭和31年法律第79号）が改正されたことに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区立公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(過料)</p> <p>第29条 (現行に同じ。)</p> <p>2 法第5条の11の規定により、区長に代わってその権限を行う者は、前項の規定の適用については、区長とみなす。</p>	<p>(過料)</p> <p>第29条 (省略)</p> <p>2 法第5条の3の規定により、区長に代わってその権限を行う者は、前項の規定の適用については、区長とみなす。</p>